## 「第3期岐阜県森林づくり基本計画案」に対するパブリック・コメント結果

- ◆意見募集期間:平成28年10月17日~11月15日
- ◆いただいたご意見:13名、36件
- ◆いただいたご意見については、その要旨を記載しています。

岐阜県

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	・友人と車で郊外に出ると、車窓より植林された樹木が放置され竹林と混合している場所をよく見る。 ・これらは、個人所有者が都会へ転出し不在か、経済的等理由で放置されているのかは分からないが、各所に 見られる。 ・将来の問題として、今後発行される報告書のコメント等で記述いただきたい。	里山林において、侵入竹の除去等の里山林整備について支援してまいります。 また、事業の実績や課題については、報告書等において公表してまいります。
2	・まだまだ植林が必要な場所があるので苗木づくりから植林、手入れにも補助の推進をして欲しい。	苗木生産、植栽、下刈り、雪起こし等について支援してまいります。
3	・作業道、林道は公共道としてどんどんつくるべきである。 ・個人、民間ではやはり無理がある。予算化されればいくらでもやる所はある。	林道、作業道を適切に組み合わせた路網整備を予算の範囲内で進めてまいります。
4	・「環境に配慮した皆伐制度の導入」自体はとても評価できる内容であるが、事前届を出せば皆伐はできてしまう。 ・皆伐が土壌流亡を招くなど短所があるので、次世代型林業(低コスト造林技術)の研究課題の一つとして、群状や帯状択伐なども入れて欲しい。	まいります。

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
Ę	・育種・育苗が造林の第一歩で大事なことであるが、下刈りが造林において一番大きなコスト占有率を持っている。 ・これも次世代型林業(低コスト造林技術)の研究課題の一つとして、牛による下刈りなどまだ普及されていない方法も含めて入れて欲しい。	
6	・「広葉樹林の有効活用77千ha」は、とても意義あるが、現在の需要と供給(家具などにおける国産広葉樹の利用という面)のギャップの理由の一つに、林業側が森林にある広葉樹が何に使えるのか、どんな材がどう使えるのかが分かっていないという状況を某有名木エメーカーから聞いた。 ・この点の林業側への指導及び今は川下側の要望に応じて研究している岐阜県生活技術研究所にもっと川上側からの研究をさせる(例、この材は何に使えるのか新規開発)ことを提案する。	様々な樹種の特徴を生かした具体的な利用方法について、民間事業体や森林研究所等と連携しながら検討してまいります。検討に当たっては、生活技術研究所と協力し、川上側の意見を踏まえた内容となるよう努めてまいります。
7	・広葉樹の有効活用について、家具という面では広葉樹の大径材を製材できる製材所が少ないという話を聞いた。 た。 ・木材利用のための大規模製材工場化の流れは分かるが、大径材の製材が出来る(中)小製材所への支援も計画の中に盛り込んで欲しい。	中小規模の製材所を含め大径材の製材が出来る木材加工施設の整備に対し支援してまいります。
8	・人工林の手入ればかりに目を向けているが、もっと身近な裏山・里山・道路沿い・配電線の近い山等の小規模な天然林の整備・活用にも目を向けて欲しい。 ・高齢級の天然林が見られるようになったが、ナラ枯れ・松枯れ・雪害倒木等の危険性が高くなり、今後日常生活に被害を及ぼすことが考えられる。 ・こうした里山の天然林に作業路を開設し、しいたけ・ナメコ等の原木、菌床しいたけ等の原料・薪や炭・木質バイオマス等の資源として活用することによりCO2の吸収の促進や、災害等の防止につながる。	
ç	・少子高齢化が進み、森林の恵みを知らない世代へと代わりつつあり、恵みの森林づくりは重要な事業だと思う。 「環境保全モデル林」の制度は是非残して欲しい。	「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用した市町村提案事業や里山林整備事業の中で、支援してまいります。

No.	ご 意 見	ご意見に対する県の考え方
10	・地域の活性化のため歴史・文化も考慮し、木育・森林環境教育の推進にも役立つ施設の設置が重要だと思う。	子どもから大人まで幅広い世代が参画できる「ぎふ木育」の総合拠点を岐阜市内に整備してまいります。
11	・木質資源利用ボイラーや薪ストーブ等の支援があればペレットの生産にもつながり、地産地消型利用事業として、取り組みやすいと考える。地域の熱需要、電力需要に合わせた中小規模の木質バイオマス利用施設を5圏域に整備する案は、具体的計画で検討し易いと思う。課題である、木質バイオマスを低コストで安定供給する体制を構築することについて、日本の林業の不振の原因は製品安の人件費高に尽きるため、岐阜県が縫製業でやった外国人研修生の導入を行ったらどうか。	薪ボイラー、薪ストーブなど木質バイオマス利用施設の導入支援について、引き続き支援してまいります。 また、県内5圏域において、地域の熱需要に応じた木質バイオマス利用施設を5年間で10施設計画的に整備するとともに、森林に近い場所において木質燃料の生産ができる体制整備を行うことにより、低コストで安定的な燃料供給の構築を目指してまいります。 外国人技能実習制度については「林業」が対象職種となっていないため、国の受入れ制度が整い次第、検討してまいりたいと考えております。
12	・木材は出せば出すほど価格が安くなるので、海外への展開も必要である。	韓国を中心としたアジア圏への販路拡大に向けて、海外向け新製品の開発、海外展示会出展、バイヤー招へい等に要する経費支援、日本式木造住宅の建築技術や知識を有する海外の建築技術者の育成等について取り組んでまいります。
13	・森林の利用期を迎えた今、急峻な山林が多く、適切な伐採が困難であることが残念。戦後、架線集材による製材業を経営していたが、人件費の高騰で製材工場は壊滅した。しかし、あの搬出技術は、何時の時代には又必要になるかもしれないと思うので、何らかの形で保存しておいて欲しい。	架線集材技術が改めて見直されていることから、架線集材機械の導入を支援するとともに、架線集材機械を操作できる高度な技術を有した森林技術者を育成してまいります。
14	・人件費の高騰と材価の低迷で採算が取れない山林が多くなった現在、森林配置による「100年の森林づくり」 も方向として認めざるを得ないことになる。 ・初めての事なので不安もあるが、地域のために知恵を絞って事業に取り組んで行きたいと思う。	※ご本人の感想のため、県の考え方の記載は控えさせていただきます。

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
15	・「木材生産林」「環境保全林」「観光景観林」「生活保全林」の森林区分に設定し詳細は、今後策定する「100年の森林づくり計画」において定めるとしているが、各森林区分ごとに突然説明文が記載されているが、本文との関係性、また、条件やその各々の関係付けが不明。	
	・今後市町村森林整備計画の変更等作業が出てくると思われるが、現在のゾーニングとの区分けをどうするの	将来の目標によって区分する「森林配置計画」は、森林機能に着目した現在のゾーニングとは別に設
16		定する予定です。 なお、「森林配置計画」は各市町村の地域検討会で検討しますが、県が案を示すとともに、人的、財政的な支援をしてまいります。
17	・気候変動枠組条約から派生する「FSC国際認証」と「カーボン・オフセット」等のクレジットといった国際的な外部動向を活用し、県産材のブランドを強化および販路拡大となるアプローチを追加してはどうか。 ・県内で創出された森林吸収クレジット(清流の国ぎふJ-VER)を国内外の需要者(企業や自治体など)に対して販売していくとともに、購入先団体の体験ツアーなども併せて推進し、県内外の交流機会も創出する。 ・FSC国際認証材の認証取得森林の拡大と、認証材の岐阜ブランド化により国内外に向けた県産材の販売促進活動を強化する。 ※同時期に実施しました「第2期清流の国ぎふ森林・環境税」に関するパブリック・コメント募集においてもご意見を頂戴しております。	森林吸収クレジットについては、J-VER制度からJ-クレジット制度へ移行されていることから、国の動向を注視しているところです。 一方で、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会」に向けた森林認証材利用の機運が高まっています。そのため、FSCを含む森林認証制度の周知や認証手続きに関する情報提供、県有林を含む岐阜県グループへの加入促進により、森林認証取得への支援を行ってまいります。
18	・現状は蓄積量が増大しつつあるが、将来資源が不足するかもしれない。持続可能な森林構成(法正林)は未来を見据えて是非目標を樹立されたい。	「100年先を見据えた森林づくり」の中で、主伐(再造林)面積を指標値として設定しております。 指標の設定にあたっては、シミュレーションによって伐採量が生長量を超えないことを確認しております。 す。
19	・現在の針葉樹林を全て伐採して広葉樹に転換すべきとの意見もあり、皆が同調する場面もあり、将来への森林のあり方を検証する課題と思う。	広葉樹林への転換には100年単位の長期間を要するため、樹種転換のための一斉伐採によって森林の公益的機能が一時的に低下することがないよう、計画的に広葉樹林化を進めてまいります。

No.	ご 意 見	ご意見に対する県の考え方
20	・針葉樹を基軸とするのみでなく、広葉樹林の育成についても奨励など教育されるような方法も講じて欲しい。	人工林に介在し一体的に施業が出来る広葉樹林や、林内路網が整備され木材生産で経済的採算が 見込める広葉樹林については、大径材生産、パルプ・チップ生産により積極的に活用されるよう森林所 有者や林業事業体等へ普及・啓発してまいります。
21	・境界の確認について、所有者との対応可能なところから積極的に進められる方法を講じて欲しい。	森林境界の明確化について、引き続き支援してまいります。
22	・林業労働災害が減少しない背景には林業業界の文化が継承されているためであり、建設業など異業種の安全教育を導入することや、既に教育された異業種社員を森林技術者として要請するための支援策を検討されたい。	建設業者が林業分野へ参入する「林建協働による森林づくり」に取り組んでおり、引き続き「林業・木材製造業労働災害防止協会」と連携し、異業種での安全教育を参考にしながら、かかり木処理等の安全対策研修や巡回指導の支援を行ってまいります。
23	・個人所有林を県の方針で一方的に目的別にエリア分けすることは注意されたい。その場合所有者への説明は県、市町村が行うことを念頭に置くべきであり、一方で市町村とともに山林の買い取り予算を計上して公有林化を進めることを並行して検討されたい。 ・植栽から保育まで個人負担を伴いながら財産管理を進めてきた森林所有者に対し、造林不適地と決めつける行為は十分注意を要する。	また、水源林の保全上、市町村が管理する必要がある森林については、公有林化を支援してまいりま
24	・林道から遠いとの理由は路網整備により解決できることであり、また、広葉樹林の有効活用も路網整備との協調が不可欠である。環境保全林であっても適正な管理を行うための路網が必要である。現状の林内路網は極めて少なく、新たな路網開設を加味することなく木材生産林として設定すると、作業システムも限定され効率的な木材生産行為ができない。 ・路網整備にあたっては、欧州型構造の導入を推進することを検討されたい。	今後は「木材生産林」を中心に、路網整備を行ってまいりたいと考えております。 なお、欧州型は側溝の維持管理が必要であり、常に管理が行き届いていないような場所では、側溝の 無い波型線形の作業道の方が損壊が少ないことが研究等により明らかとなっております。このため、現 場の状況に適した路網整備を進めてまいります。

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
25	・現時点での100年先の森林づくりの考え方が必ずしも100年先まで踏襲される保証はなく、今後の経済動向や病害虫発生状況などにより、時代に即した方向性への転換が図れるよう、柔軟に対応されたい。	「森林配置計画」は長期的な見通しにおける森林づくりの目指す方向であります。社会環境の変化や大きな制度変更、森林経営計画の策定状況等により必要に応じて見直しを行ってまいります。
26	・木材需要の高まりの中で里山の皆伐横行が懸念されるため、生活保全林と称した皆伐が実施されることによりゲリラ豪雨が民家への被害発生に繋がらないよう、監視や条例制定等を検討されたい。	環境に配慮した皆伐を進めるため、市町村と連携したパトロールに努めてまいります。
27	・木材生産量は年々増加傾向であるが生産目標を達成していないとあるが、将来に向けて生産量を増加するには、林道、作業道、管理道を整備することが大事な政策ではないかと思う。	林道、作業道を適切に組み合わせた路網整備を進めてまいります。
28	・地籍調査が済んで10年以上も経っている所の森林簿がまだ直っていない。 ・地籍調査の済んだ所は早急に森林簿を手直しし、閲覧出来るようお願いしたい。	地籍調査が完了し市町村からデータの提供が得られた箇所については、順次、森林簿への反映を 行っています。
29	・県下では大型製材工場、大型合板工場、バイオマス発電所等を含めて年間30万m3の木材生産が必要と聞いている。また、今後、バイオマス発電所の建設により木材生産の需要が増えてくる。 ・搬出間伐による木材生産だけでは需要にこたえられない。皆伐を含めた木材生産が必要となる(人工林の齢級構成の平準化を図るためにも)。 ・その皆伐後の再造林に対する補助金制度の充実を図ってもらいたい。現状の補助金制度では不十分と考えられる。もっと幅広く森林所有者に利用してもらえるような補助制度に見直して欲しい。	また、自伐林家や小規模森林所有者等が行う森林整備や森林管理について、新たに支援・指導して

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
30	・民有林はよいが、分収林は契約期間満了時に利用伐採して収益分配することになっているため、林業経営に適さない森林を広葉樹林に誘導することは出来ないと思う。 ・機関造林の「木材生産林」不適地はどう扱うのか。 ・民有林においては、不適地は所有者に告知するのか。どう誘導するのか。費用はどうするのか。	民有林における計画であるため、国の分収林は対象としておりません。 木材生産として不適であると判断された「環境保全林」については、環境の保全を主に目指す方向に 応じた森林整備を支援してまいります。 また、「環境保全林」への誘導については、強度間伐による針広混交林化や主伐・天然更新による天 然林化の支援を考えております。
31		め、森林・林業関係団体や清流の国ぎふ森林づくりサポータ―等の意見を伺ったうえで、県議会へ報告・公表し次年度に施策を講じております。
32	・県がこうなるのが望ましいと思っていても、ピントはずれの計画となる場合がある。	基本計画の策定にあたっては、700件を超える意見をいただいており、それらの意見を踏まえて基本計画の策定を進めております。今後も県民からの意見を踏まえ、個別の施策について見直してまいります。
33	・ドイツのみとなっているが、フランス、オーストリア等も視野に入れたらどうか。 ・1998年、1999年頃にフランスのブザンソンの専修学校との交流があった。林業・木材産業での実習と学校での教育の結びつきが強い。 ・オーストリアは「里山資本主義」のモデルだし、林業と景観保養、山村の複合経営、木材利用、バイオマス、林業・木材機械も先進的である。	·
34	・人工林の皆伐地を再造林するには、コストや手間が大きく、これに支援することは賛成であるが、生産性の高い人工林に集中し縮小されることになる。	限られた財源を有効に活用するため、持続的な林業経営が可能な「木材生産林」を中心に、再造林の支援を行ってまいりたいと考えております。

No.	ご 意 見	ご意見に対する県の考え方
	・人工林から針広混交林などへの転換など、施業方法の低コスト化や施業指導できる人材の育成などが重要である。	多様な現場に対応した低コスト育林技術の開発や、新たな育林技術に対応した人材育成に重点的に 取り組んでまいります。
35		
	・県は、広葉樹施業への支援がないまま、人工林施業地を縮小させる事業転換を進めている。 ・このような点から、森林環境税のみに留まらず、森林整備事業(公共)を活用した広葉樹施業への手厚い支援 について明記して欲しい。	人工林に介在し一体的に施業が出来る広葉樹林や、林内路網が整備され木材生産で経済的採算が 見込める広葉樹林については、家具材やパルプ・チップとして積極的に活用していくことを考えており、 具体的な支援策について検討してまいります。
36		